

＜今日の説教のポイント コリントの信徒への手紙Ⅱ 3章7～18節＞

1 先週の箇所からの続き。「古い契約」(14)から「新しい契約」(6)へ

一見、分かりにくい始まりの部分ですが、モーセが律法を中心である十戒が記された石の板を神様から受け取って戻って来た時、彼の顔が輝いていたことを思いながらパウロは語っているのです(出エジプト記34:29 以下)。また、直前の箇所の続きであり、「人の心の板」(3)に書かれた神様の「新しい契約」(6)(エレミヤ書 31:31 以下)についていよいよ述べていくのが今日の箇所です。

2 「人を罪に定める務め」「人を義とする務め」(9)とは？

「人を罪に定める務め」とは旧約の律法を指します。すなわち、それを破れば神様に背くこと(罪の原意)になる教え、律法です。旧約の人々にとって律法は、神様に喜ばれる生き方を示してくれる大事な教えでした(詩編 119 参照)。しかし人はそれを守り切れず、その時、律法は「人を罪に定める務め」を果たして終わるものとなったのです。しかし「人を義とする務め」を果たすものが与えられました、イエス・キリストです(14, 16)。パウロはこのことを、「心に掛かっていた覆いを取り除かれて、古い契約とは違う新しい契約を知った」と語っているのです、「それ(覆い)はキリストにおいて取り除かれるものだからです」(14)。

3 主に向き直れば覆いを取り去られる — 罪が分れば赦しがる！

パウロは、「主の方に向き直れば、覆いは取り去られ」(16)、「(私たちは)鏡のように主の栄光を映し出しながら、栄光から栄光へと、主と同じ姿に造りかえられていきます」(18)、と語ります。パウロはこの辺り(17-18)では、もう父なる神と御子なる神と聖霊なる神を細かく分けることなく語っています。三位一体の教理はもっと後の時代に考えられたもので、パウロにとっては、「全能で、憐れみに富む神様が、神様の仕方で私を罪から救って下さった、(=神様の方に向き直して生きる者として下さった)」と考えることで十分だったのでしょう。自分の罪が分れば、神様の赦しの破格の有難さも分かって来るはずです。そのことに感謝しながら生き出す時に、この神様によって「主と同じ姿に造りかえられて行く」のです。